

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会  
地域ワーカーズ・コレクティブリーダー会議 運営要綱

(主旨)

第1条 この運営要綱は神奈川ワーカーズ・コレクティブ(W.Co)連合会の地域W.Coリーダー会議の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会の名称は、< >W.Coリーダー会議とする。

(目的)

第3条 当該地域の全業種のW.Coリーダーの交流の場を持ち、W.Coを地域に創りだしていることとその意義を共有する。

2. W.Co間の交流、人材交流等をすすめて、W.Coが相互に支援する場としての機能を高めると共に、働き場としての可能性を地域にアピールする。
3. W.Co間のネットワークを繋ぎ、地域とのコミュニケーションを豊かにして地域のセイフティネットを構築する。
4. 地域の課題(ニーズ)を発見し、新しいW.Co創りへと繋げるなど、地域へ発信することで地域からW.Coの社会化を進め、W.Co運動・事業の発展を目指す。

(会員)

第4条 会員資格は神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会定款第9条による。

(メンバーの構成)

第5条 地域W.Coリーダー会議は当該地域に所在する、W.Co団体、ブランチ、支店等から1名(代表または代表に準ずる人)によって構成する。

(会議)

第6条 地域W.Coリーダー会議は、地域担当理事が招集する。

(事務局)

第7条 地域W.Coリーダー会議は事務局を置くことができる。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(要綱の改廃)

第9条 本運営要綱の改廃は連合会理事会で行う。

附則

- 1 この運営要綱は2019年5月23日より施行する。
- 2 この運営要綱の改廃は連合理事会にて行う。

2019年4月23日制定